

議案第13号

阿見町町営住宅管理条例の一部改正について

阿見町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月21日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町町営住宅管理条例の一部を改正する条例

阿見町町営住宅管理条例(平成9年阿見町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第4号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

阿見町町営住宅管理条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者(次条第2項において「単身者」という。)にあっては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者にあっては、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者(次条第2項において「単身者」という。)にあっては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者にあっては、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(5) (略)</p>	

議案第 13 号 説明資料

【主な改正の理由】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の施行に伴い、引用条文に条ずれが生じるため、所要の改正を行うもの。なお、改正内容については、条ずれ以外に条例の内容に影響を与えるものではありません。